

第二種電気工事士免状の交付申請について（試験合格の場合）

1. 申請対象者

- ・第二種電気工事士試験に合格し、島根県内に住民票をお持ちの方

2. 提出書類等

(1) 電気工事士免状交付申請書（様式1）

- ・住所、氏名は住民票のとおり、住所は集合住宅名・部屋番号まで、氏名は旧字体・異体字でもそのまま記載してください。
- ・電気工事士免状を受ける資格は2に○印を付けてください。

(2) 第二種電気工事士試験結果通知書（原本のハガキ）

(3) カラー写真1枚（貼らずに提出）

- ・縦4cm、横3cm。申請書提出前6か月以内に上半身、無帽、無背景で正面から撮影したもの。裏面に油性ペンで氏名を消えないように記載してください。

★画像イメージ、不適切な例など注意事項の詳細を、**別添く免状申請に必要な写真についての注意事項**で必ず確認してください。

(4) 免状交付手数料（電気工事士免状交付申請書に貼り付けて提出）

- ・5,300円分の島根県収入証紙（収入印紙ではないのでご注意を）
- ・島根県収入証紙は、島根県庁売店、島根県内の山陰合同銀行及び島根銀行等で販売しています。

(5) 住民票の内容が確認できる書類 ※「住基ネット」での確認を希望しない場合

- ・住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）により申請者の氏名等を確認しますので、原則として住民票の内容が確認できる書類の提出は不要です。
- ・住基ネットでの確認を希望しない場合は、住民票または運転免許証の両面コピーやマイナンバーカードの表面（番号記載の裏面不要）のコピーなどを提出してください。
- ・外国人の方で通称名での免状作成を希望される場合は住民票の提出が必要です。

(6) 免状送付先 ※申請書記入住所と異なる住所へ送付を希望される場合

- ・「郵便番号」「住所」を記載した書類（様式任意）を添付してください。
- ・免状は簡易書留で送付しますので、受取人がいる住所としてください。

3. 書類が不備の場合の注意事項

- ★ 必要書類の不足、写真が不適切など内容等で確認が必要な場合には手続きが止まります。不備事項の補完後にあらためて手続きを進めることになりますので、日中でも連絡が取れるよう勤務先・学校などの連絡先も加えて記載してください。
- ★ 書類等の再提出が必要となった場合は速やかに提出してください。

4. 提出先（簡易書留または持参でご提出ください）

〒690-0884 松江市南田町125-45 島根電設会館内

島根県電気工事工業組合

TEL 0852-21-7433 FAX 0852-31-8488

(様式 1)

電気工事士免状交付申請書

令和 年 月 日

島根県知事 殿

〒

申請者 住 所 _____

(フリガナ)

氏 名 _____

生年月日 (昭和 ・ 平成)

_____ 年 月 日生

(携帯、勤務先、学校、自宅、その他< >連絡先TEL① : _____)

(携帯、勤務先、学校、自宅、その他< >連絡先TEL② : _____)

電気工事士法第4条第2項の規定により第二種電気工事士免状の交付を受けたいので、次のとおり申請します

◎電気工事士免状を
受ける資格

- 1 第一種電気工事士試験に合格し、かつ、実務経験を有する
- 2 第二種電気工事士試験合格
- 3 養成施設終了
- 4 認定

※ 受 付 欄

※ 経 過 欄

(証紙貼付欄)

※手数料の金額をお間違えないようご注意ください。

※手数料の間違い(過納、不足)に伴う簡易書留発送費用等は申請者負担とさせていただきます。

(様式1)

記入例

【凡例】

青字：記入例

吹出：注意事項

電気工事士免状交付申請書

令和 ○年 ○月 ○日

住所は住民票住所を記載してください。集合住宅名・部屋番号まで記載してください。

島根県知事 殿

〒○○○-○○○○

申請者 住所 ○○市○○町1番地1 □□団地

◇階△△号

(フリガナ) シマネ タロウ

氏名 島根 太郎

旧字体なども住民票どおり記載してください。

生年月日 (昭和・平成)

○○年 ○月 ○日生

携帯電話等、日中でも連絡がとれる番号を加えて複数記載してください。

(携帯、勤務先、学校、自宅、その他) > 連絡先TEL①：1234-56-7890)

(携帯、勤務先、学校、自宅、その他) > 連絡先TEL②：123-4567-8900)

電気工事士法第4条第2項の規定により第二種電気工事士免状の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

◎電気工事士免状を受ける資格

- 1 第一種電気工事士試験に合格し、かつ、実務経験を有する
- ② 第二種電気工事士試験合格
- 3 養成施設終了
- 4 認定

※ 受付欄

※ 経過欄

(証紙貼付欄)

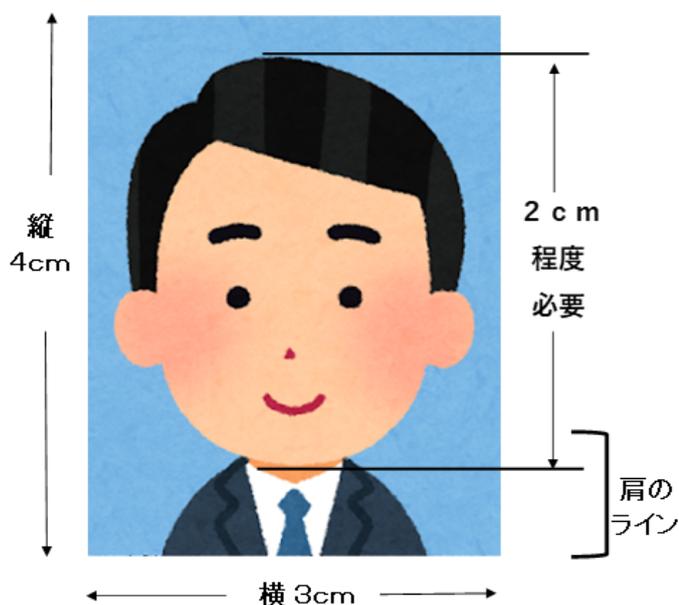
※手数料の金額をお間違えないようご注意ください。

※手数料の間違い(過納、不足)に伴う簡易書留発送費用等は申請者負担とさせていただきます。

<免状申請に必要な写真についての注意事項>

必要枚数 カラー写真1枚

- ★肩のラインまで写すこと
- ★頭のとっぺんからあご先まで2cm程度とする
- ★サイズを守ること
- ★正面から、帽子なし、背景なし
- ★写真裏面に氏名を油性ペンで消えないように記載する



× 免状用写真として「不適切」な例

>> あらためて提出を依頼する場合があります

- × 写真サイズが指定の寸法以外のもの
- × 横向きの顔や、真正面からではなく下から写したもの(自撮りなど)、頭の輪郭が隠れているもの(頭、耳、あごの一部が写っていないなど)
- × 髪、メガネのフレーム、帽子、装飾品などで、目の一部や顔や頭が大きく隠れているもの
- × 照明がメガネに反射したもの
- × 顔が影で暗すぎるもの
- × 歯を見せた笑顔や仮装など平常時と著しく異なるもの
- × 頭、髪、服装などと背景の境界が不明瞭なもの(背景が白や淡いグレーで白いシャツの場合など)
- × 目や顔の大きさなど画像を加工したもの
- × カラープリンター印刷など写真専用紙でないもの
- × 写真が不鮮明なもの (ピンぼけ、手振れ、デジタル写真のギザギザなど)
- × そのほか、免状用として適当でない写真の場合は受付できません

※特にご自身で撮影される場合は、写真が暗すぎたり、背景に影や壁の柄が写っている、顔が大きすぎる、下向き、など適当でない場合が多いので注意してください